

平成29年7月14日
第2回埼玉支部評議会

資料1-2

平成28年度 埼玉支部収支状況

平成28年度「全国」収支状況（実績ベース）

【 暫定値 】

（単位：百万円）

		平成27年度収支決算①	平成28年度収支決算②	増減（②-①）
収 入	保険料収入	8,046,096	8,414,171	368,075
	その他の収入（協会）	13,848	17,878	4,030
	その他の収入（国）	0		0
	計	8,059,944	8,432,049	372,105
支 出	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）（注1）	4,241,576	4,339,502	97,926
	現金給付費等（国庫補助を除く）	377,084	383,629	6,545
	前期高齢者納付金等（国庫補助を除く）	3,039,408	3,042,757	3,349
	業務経費（国庫補助を除く）	102,176	107,553	5,377
	一般管理費（国庫補助を除く）	30,570	31,244	674
	その他支出（協会）	23,776	28,629	4,853
	その他支出（国）	—	—	—
	特別計上分（業務経費の別掲）	87	69	▲ 18
	計	8,014,730	7,933,382	▲ 81,348
収 支 差		245,266	498,667	253,401

（注） 1. 医療給付費は東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う平成27年度の還付金等の協会負担分窓口減免額を含む。

- ※ 1. 協会会計と国会計を合算して作成したもの。
 2. 数値は今後の決算の状況により変り得る。
 3. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

平成28年度「埼玉支部」収支状況（実績ベース）

【 暫定値 】

（単位：百万円）

		平成27年度収支決算①	平成28年度収支決算②	増減（②-①）
収入	保険料収入	265,352	284,724	19,372
	その他の収入（協会）	460	652	192
	その他の収入（国）	0	0	0
	計	265,812	285,375	19,563
支出	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）	139,067	145,469	6,402
	（医療給付費）（注3）	129,247	135,823	6,576
	（年齢調整額）（注1）	490	595	105
	（所得調整額）（注1）	5,080	5,621	541
	（激変緩和）（注1）	4,250	3,430	▲ 820
	現金給付費等（国庫補助を除く）	12,522	13,098	576
	前期高齢者納付金等（国庫補助を除く）	100,934	103,889	2,955
	業務経費（国庫補助を除く）	3,393	3,672	279
	一般管理費（国庫補助を除く）	1,015	1,067	52
	その他支出（協会）	790	977	187
	その他支出（国）	6,402	-	-
	平成25年度の収支差の清算（注2）	142	-	-
	平成26年度の収支差の清算（注2）	-	233	-
	特別計上分（業務経費の別掲）	0	0	0
	計	264,267	268,406	4,139
全国平均分		1,501	17,026	15,525
地域差分（注4）		44	▲ 57	▲ 101

全国計による収支差×支部の総報酬額/全国計の総報酬（按分率）
（参考）498,667×2,871,900/84,113,546=17,026（百万円）

埼玉支部収支差
16,969

総報酬額（平成28年度実績）（百万円）	
全国計	84,113,546
埼玉支部	2,871,900

地域差分/支部総報酬額×100
（参考）▲ 57/2,871,900×100
（百万円）（百万円）

保険料率換算（%）
▲0.00

※地域差分の保険料率換算は、平成年30年度の総報酬の見込みによる。

- （注）
1. 年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは、調整額を受け取る支部、プラスは調整額を出す支部
 2. 「平成25・26年度の収支差の精算」は、平成25・26年度の都道府県支部ごとの収支決算における収支差の精算（健康保険法施行規則135条の7に基づき行うもの）を表す。
 3. 医療給付費は東日本大震災に伴う窓口負担減免措置に伴う還付金等の協会負担額分に係る窓口負担減免額を含む。
 4. 地域差分は、加入者1人当たり医療給付費（全国平均との差分）の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表す。

- ※
1. 協会会計と国会計を合算して作成したもの。
 2. 数値は今後の国の決算の状況により変わり得る。
 3. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

*都道府県支部ごとの収支決算における収支差（地域差分）については、平成30年度保険料率算定の際に精算される。
（収支差がマイナスの支部は、当該マイナス分を反映させ保険料率に上乘せすることにより精算する。）